三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）
九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
十四　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）
十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）

（三）　変更後の登録の区分
一　電線
二　ヒューズ
三　配線器具
四　電流制限器
五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
六　電熱器具
七　電動力応用機械器具
八　電子応用機械器具
九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）
十　携帯発電機

（四）　変更年月日
平成二十六年一月一日

二
（一）　国内登録検査機関の名称
一般財団法人日本品質保証機構
（二）　変更前の登録の区分
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
九　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）

（三）　変更後の登録の区分
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
二　電熱器具
三　電動力応用機械器具
四　電子応用機械器具
五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）

（四）　変更年月日
平成二十六年一月一日

三
（一）　国内登録検査機関の名称
一般社団法人電線総合技術センター
（二）　変更前の登録の区分
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）

（三）　変更後の登録の区分
一　電線

（四）　変更年月日
平成二十六年一月一日

四
（一）　国内登録検査機関の名称
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
（二）　変更前の登録の区分
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
九　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）

（三）　変更後の登録の区分
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
二　電熱器具
三　電動力応用機械器具
四　電子応用機械器具
五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）

（四）　変更年月日
平成二十六年一月一日